



平成20年10月31日

各位

会社名 大日本住友製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 多田 正世
コード番号 4506(東証・大証・名証各第1部)
問合せ先 広報部長 樋口 敦子
(TEL. 06-6203-1407)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年10月31日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 単元株式数の変更について

- ① 変更の理由：当社普通株式の流動性を高めるとともに、個人を含めた投資家層の拡大を図るため。
- ② 変更の内容：単元株式数を1,000株から100株に変更します。
- ③ 変更予定日：平成21年3月2日（月曜日）

2. 定款の一部変更について

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 後
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 ② (記載省略) (新設)	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 ② (現行どおり) <u>附則</u> <u>(単元株式数に関する経過措置)</u> <u>第9条第1項の変更は、平成21年3月2日をもってその効力を生じるものとし、効力発生前までは従前どおり次のとおりとする。</u> <u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> <u>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</u> <u>なお、本附則は、第9条第1項の変更の効力発生後これを削除する。</u>

(ご参考) 平成21年3月2日（月曜日）付をもって、東京証券取引所および大阪証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

なお、名古屋証券取引所における当社普通株式は、本日開催の取締役会において上場廃止申請を行うこととしました。平成20年12月上旬を目処に上場廃止となる予定です。

以上